

埼玉県総合医局機構 地域医療教育センターの利用に関する申合せ

- 第1** 埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター（以下「教育センター」という。）の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の利用について、利用者は以下に定める事項を厳守すること。
- 第2** 施設の利用を希望する者は、次の各号に定める期間に、教育センター事務局に施設利用申請書（埼玉県総合医局機構 地域医療教育センター利用要綱（平成29年3月1日決裁。以下「利用要綱」という。）様式第1号）を提出し、許可を受けること。
- 一 利用日の1年前の日（当該日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに12月29日から翌年1月3日までの日（以下「休業日」という。）の場合には直後の平日。）から3か月前の日（当該日が休日及び休業日の場合には、直前の平日。）まで。
 - 二 利用日の属する月の1年1か月前の月の1日から20日までの間に教育センター事務局に施設利用申請書を提出し、利用日等の調整後に申請を受け付けた月の末日までに許可をうける。
- 2 利用申請書については、やむを得ない場合に限り、利用日の3か月前の日以降1週間前の日までに、教育センター事務局に施設の利用を相談することができる。
- 第3** 第2に定める施設利用申請書の提出は、電子メール又はファックスにより行うこと。
- 第4** 施設の利用の許可を受けた者には、施設の利用を許可する旨及び許可番号を記載した施設利用申請書を電子メールにより送付するので、施設の利用日に当該施設利用申請書及び誓約書（別紙様式1）を持参し、事務局の確認を受けて、鍵の貸与を受けること。
- 第5** 教育センターの利用料は徴収しない。教育・研修プログラムの実施に必要な消耗品は、研修の主催者又は参加者が持参する。
- 第6** 施設等を利用する場合は、次の事項を厳守すること。
- (1) 敷地内は全面禁煙であること。
 - (2) 施設内で飲食を行うときは原則としてラウンジ内に限ること。飲食により生じたゴミは研修の主催者又は参加者が持ち帰って処理すること。

- (3) 利用目的以外の用途には利用しないこと。
- (4) 設備の変更及び備品の移動は、無断で行わないこと。
- (5) 施設等は、他に転貸しないこと。
- (6) 利用後は、施設等を原状に復帰すること。
- (7) 利用後は、必ず次の事項の点検・確認を行うこと。⑥については、必ず事務局の立会の下に点検・確認を行うこと。
 - ① 火気の点検
 - ② 照明器具の点検
 - ③ 視聴覚機器の点検
 - ④ 窓の点検
 - ⑤ 室内の整理整頓
 - ⑥ 利用備品等の破損・故障・紛失の有無
 - ⑦ 冷暖房の確認
- (8) 施設等の破損・故障・紛失が生じた場合には、速やかに教育センター事務局に報告すること。
- (9) 利用者の故意、不注意により機器・付属品・備品・鍵等を破損・紛失した場合には、その補填、修理及び修理期間中の代替機リース料の実費を、原則として当該利用者が弁済するものとする。

第7 火災発生時には、直ちに119番通報するとともに、事務局（内線4600）及び防災センター（内線80-3700）へ連絡し、初期消火に努めること。また、火災以外の緊急時には、直ちに事務局（内線4600）及び防災センター（内線80-3700）へ連絡すること。

第8 この申合せにより難い場合は、教育センター長決裁により取り扱う。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

この申合せは、平成31年3月1日から実施する。